

# 豊橋市パートナーシップ・ ファミリーシップ制度ガイドブック

 豊橋市

令和6（2024）年4月1日改正

## 目次

- 1 パートナーシップ・ファミリーシップとは (P 1)
- 2 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をすることができる方 (P 1)
- 3 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓手続の流れ (P 3)
- 4 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓時に必要なもの (P 4)
- 5 オンラインによる宣誓受付 (P 6)
- 6 通称名の使用を希望する場合 (P 6)
- 7 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードの再交付(記載事項の変更)・返還 (P 7)
- 8 パートナーシップ・ファミリーシップの無効 (P 7)
- 9 愛知県内自治体間で引越したときの継続使用について (P 8)
- 10 利用可能な行政サービスについて (P 9)
- 11 Q&A (P 9)

## 1 パートナーシップ・ファミリーシップとは【要綱第2条】

### パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した2人の関係のことをいいます。

### ファミリーシップ

パートナーにある者の一方又は双方の近親者(三親等内の者)、その他市長が適当と認める者(以下「近親者等」という。)を含め、家族であることを約した関係をいいます。

## 2 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をすることが

### できる方【要綱第3条】

次のいずれにも該当していることが必要です。

(1) 成年に達していること

満 18 歳以上の方

(2) 共に宣誓をしようとしている2人のうち、少なくともどちらか1人が豊橋市民であること、又は豊橋市に転入を予定していること

2人のうち、少なくともどちらか1人が豊橋市内に住所を有している方、また、2人とも市外に住んでいても、少なくとも1人が宣誓の日から3か月以内に豊橋市内への転入を予定している方

(3) 配偶者がいないこと（結婚していないこと）

配偶者(事実婚の関係にある者を含みます。)がいる方は、宣誓をすることができません。(宣誓者同士が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は除きます。)

(4) 宣誓者以外の方とパートナーシップにないこと

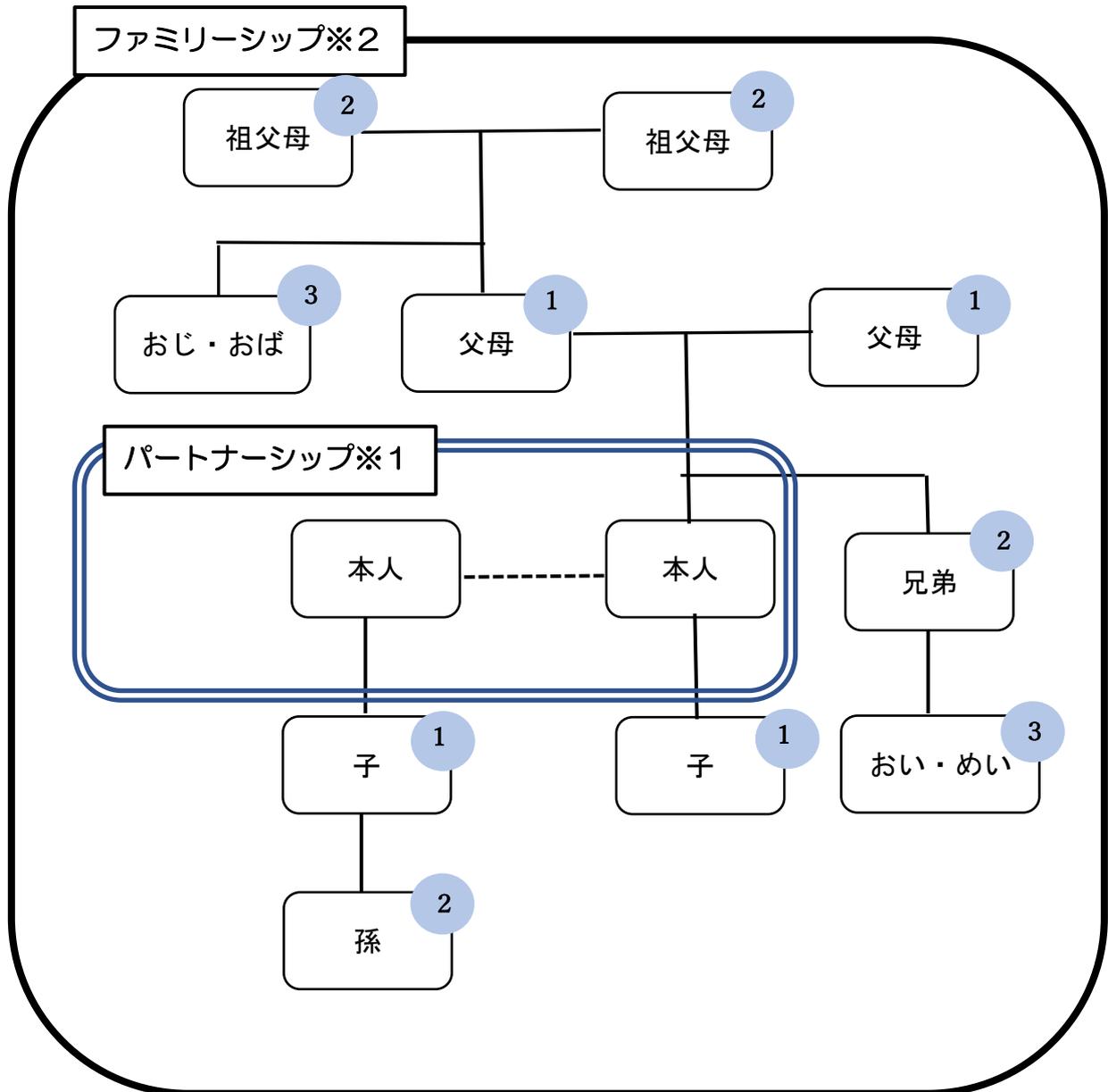
共に宣誓をしようとするパートナーの他にパートナーシップ又はそれに類する関係にある方は、宣誓をすることができません。

(5) パートナー同士が近親者でないこと

民法第734条から第736条に定められている婚姻をすることができない関係(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族)にある方は、宣誓をすることができません(次ページ図を参照)。

ただし、パートナーシップに基づく養子縁組の場合は宣誓することができますので、事前にご相談ください。

## パートナーシップ・ファミリーシップ制度対象者



1	2	3
一親等	二親等	三親等

※1 パートナーシップは、配偶者がいないこと、パートナーの他にパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと、パートナー同士が近親者等でないことが条件になります。

※2 ファミリーシップは、近親者等（3親等内）が対象となります。

「パートナーシップの2人である本人同士+子」、「パートナーシップの2人である本人同士+子+孫」、「パートナーシップの2人である本人同士+父母+祖父母」などパートナーの2人を含む様々なパターンが考えられます。

### 3 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓手続の流れ【要綱第4条】

#### (1)電話で事前予約

- パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を希望される方は、豊橋市役所市民協働推進課に宣誓日を事前に電話で予約していただきますようお願いいたします。
- 宣誓方法は市役所での対面宣誓かオンライン宣誓のご希望をお伝えください。  
※オンライン宣誓の詳細は5ページ「5 オンラインによる宣誓受付」をご覧ください。
- 2人の氏名、生年月日、住所、電話番号をお伝えください。(通称名で宣誓される場合はその通称名もお伝えください。外国籍の方は国籍もお伝えください。)
- 日時の調整、必要書類の確認などを行います。
- ご希望に応じて、個室又は市役所以外の公共施設等を用意いたしますので、ご相談ください。

予約先:豊橋市役所 市民協働推進課 電話:0532-51-2188  
受付日時:月曜日～金曜日 9:00～17:15(祝休日、12月29日～1月3日を除きます。)

#### (2)パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓

- 予約した日時・場所にパートナーの2人でそろってお越しください。
- 市職員の立会いのもと「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」に自署し、提出していただきます。
- 必要書類(4ページ「4 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓時に必要なもの」参照)をご提出ください。

宣誓日時:月曜日～金曜日 9:00～16:00(祝休日、12月29日～1月3日を除きます。)  
宣誓場所:豊橋市役所 市民協働推進課(ご希望に応じて個室での対応も可能です。)

#### (3)内容確認

- 本人確認及びパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の要件を満たしているかの確認を行います。
- 書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期させていただくことがあります。

#### (4)パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の交付

- 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」をパートナーに1部ずつ交付します。
- 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード」をご希望に応じて、ファミリーシップ対象者の希望人数分交付します。
- 宣誓書類に不備や不足等がなく、宣誓が適当と認められる場合、パートナーシップ・ファ

ミリーシップ宣誓書受領証等の交付を行います。準備に時間を要するため、交付までに1週間程度の期間をいただきます。交付準備ができましたらご連絡しますので、本人確認ができるものを持参のうえ、受け取りにお越しく下さい。(宣誓者いずれか1人でもかまいません。)郵送での交付をご希望の場合、簡易書留郵便で送付しますので、切手をご用意ください。

## 4 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓時に必要な

### もの【要綱第4条】

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓には下記の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)を市民協働推進課に提出してください。また通称名を使用する場合は、通称を日常的に使用していることが分かるもの(郵便物や各種会員証、社員証等)を職員にご提示ください。

#### (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号)

宣誓書は、豊橋市役所市民協働推進課で用意します。宣誓書は、提出日に記入していただきます。氏名、生年月日、住所は宣誓を行う2人に記入してください。

また、宣誓を行う2人の一方又は双方が自ら宣誓書に記入できない場合は、2人の立会いのもとで、他の人に代筆してもらうことができます。

#### (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- 3か月以内に発行されたものを1人1通ずつご提出ください。ただし、宣誓する2人が同一世帯になっている場合は、2人分の情報が記載されたもの1通でかまいません。
- 住民票記載事項証明書の場合、住所と氏名の記載されたものをご提出ください。
- マイナンバー(個人番号)の表示がないものをご提出ください。
- 3か月以内に豊橋市に転入予定の場合は、転入することが分かる書類をご提出ください。  
(例:転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書、市営住宅入居承認書等)

#### (3) 配偶者がいないことを証明する書類

- 3か月以内に発行された戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)や独身証明書等を1人1通ずつご提出ください。
- 戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)や独身証明書は、本籍地の市町村で取得できます。
- 外国籍の方は、大使館等公的な機関が発行する婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添付してご提出ください。  
※2人が外国で同性婚をしている場合には、それが証明できるもの(日本語訳添付)

#### (4) 本人確認ができるもの（いずれも有効期限内のものに限ります）

1つの提示(顔写真付き)	2つの提示(顔写真無し)
・マイナンバーカード(個人番号カード) ・運転免許証 ・パスポート(旅券) ・在留カード ・国、地方公共団体が発行した身分証明書(顔写真付き)	・国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者証、共済組合員証 ・年金手帳、年金証書 ・その他、国、地方公共団体が発行したもの

#### ファミリーシップにある近親者等に関する記載

併せて宣誓書受領証にファミリーシップにある近親者等の氏名・生年月日の記載を希望する場合、下記の書類を提出してください。

○戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)等近親者等であることが分かる書類。(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)

※ただし、「(3)配偶者がいないことを証明する書類」などで提出された書類により関係が確認できる場合は、上記書類の添付を省略できます。

○近親者等の記載に関する同意書(様式第6号。)(同意書は同意者が自ら記入してください。同意者が15歳未満の方かつパートナー以外が親権者の場合は、親権者が記入してください。自ら記入することができない場合は代筆が可能です。)

※本人確認できる書類を提示してください。

#### <近親者等に関する記載の削除>

宣誓書に氏名等を記載された15歳以上の近親者等は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する申立書(様式第7号。)を提出することで、近親者等が記載された受領証等から近親者等の氏名等を削除するよう申立てることができます。

○申立書は、近親者等が自ら記入してください。ただし、15歳未満の近親者等は、近親者等の親権者が記入するものとし、自ら記入することができない場合は代筆が可能です。

○記載の削除をする場合、受領証等の返還をしてください。

○削除の申立ての際には、本人確認できるものを提示してください。

## 5 オンラインによる宣誓受付【第5条】

オンライン宣誓の導入により、宣誓希望者が市役所に出向くことなく宣誓手続きが可能となるほか、宣誓手続き時に、本人の意図しない形での性的指向・性自認を第三者に知られる等の望まないカミングアウト(性的指向や性自認の公表)を防ぎ、安心して宣誓して頂きやすくなります。

オンライン宣誓の流れ	1	宣誓の予約	
		予約先：豊橋市役所 市民協働推進課 電話：0532-51-2188 受付日時：月曜日～金曜日 9：00～17：15 (祝休日、12月29日～1月3日を除きます。) ※宣誓の日時を調整させていただきます。	
	2	宣誓手続き	
		○オンライン宣誓 ・宣誓手続きはZOOMにて行います。 (宣誓の意思確認のため、お顔が見える状態で画面をオンにしてください。また本人確認できるものをお手元にご準備ください。) ・必要書類(宣誓書、住民票の写し等、配偶者がいないことを証明する書類、本人確認できるものの写し)を宣誓日当日までに市民協働推進課に提出してください。(郵送可)	(参考) 対面宣誓 ・宣誓手続きは市役所で行います。(個室の用意や市役所以外の公共施設等での手続きにも対応しますのでご相談ください。) ・必要書類(宣誓書、住民票の写し等、配偶者がいないことを証明する書類、本人確認できるもの)を宣誓日当日に持参し提出してください。
	3	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の交付	

○宣誓書は豊橋市パートナーシップ・ファミリーシップ制度のホームページ内からダウンロードしてください。(https://www.city.toyohashi.lg.jp/45694.htm)

○宣誓日はオンライン宣誓の日をご記入ください。

## 6 通称名の使用を希望する場合【要綱第8条】

○性別違和等で、通称名の使用を希望される場合は、宣誓書において通称名を使用することができます。

○通称名を使用する場合は、通称を日常的に使用していることが分かるもの(郵便物や各種会員証、社員証等)をご提示ください。

※オンライン宣誓の場合は、通称を日常的に使用していることが分かるものの写し(郵便物や各種会員証、社員証等)を市民協働推進課にご提出ください。

なお、原本をオンライン宣誓時に画面に提示していただきます。

## 7 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードの再交付（記載事項の変更）・返還【要綱第11条・第12条】

### (1) 受領証等の再交付

- 受領証等の紛失や毀損、汚損、氏名変更等の事情により、再交付を希望される場合には、申請書に基づき、受領証等を再交付します。
- 毀損、汚損による再交付の場合は、既に交付している受領証等をパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号)に添付して提出してください。
- 氏名等の変更による再交付の場合は、既に交付している受領証等及び変更内容の分かる書類を再交付申請書に添付して提出してください。
- 電話で豊橋市役所市民協働推進課まで事前予約(3ページ「3 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓手続の流れ」参照)をお願いします。日時の調整と提出いただく書類の確認を行います。

### (2) 受領証等の返還

- 次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第5号)に受領証等を添付して提出してください。
  - ① パートナーシップが解消されたとき
  - ② パートナーが死亡されたとき
    - ※ただしパートナーが亡くなった場合で、引き続きファミリーシップの継続を希望する場合は、その旨を申し出ただけであれば、受領証等の返還は不要です。
  - ③ 双方が豊橋市内に住所を有しなくなったとき
  - ④ その他、1ページ「2 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をすることができる方」に該当しなくなったとき
    - ※①④の場合は、本人の意思を確認させていただくことがあります。
- 電話で豊橋市役所市民協働推進課まで事前予約(3ページ「3 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓手続の流れ」参照)をお願いします。日時の調整と提出いただく書類(住民票の写し、戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)、本人確認ができるものの写し、死亡診断書等)の確認を行います。

## 8 パートナーシップ・ファミリーシップの無効【要綱第14条】

- 次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓が無効となりますので、交付した受領証等を返還していただきます。
  - ① 虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明したとき
  - ② 交付を受けた受領証等を不正に使用したことが判明したとき

## 9 愛知県内自治体間で引越したときの継続使用について【要綱第6条】

本市は、愛知県内の一部の自治体とパートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定を締結しています。本協定により、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の宣誓をされている方々が締結自治体間で転出・転入する場合は、簡易な手続きでパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の継続使用ができます。

※転出元及び転入先の自治体において宣誓制度の対象となる場合に限りです。

締結自治体については、豊橋市ホームページに随時更新していきます。

(<https://www.city.toyohashi.lg.jp/45694.htm>)

### (1) 豊橋市から締結自治体へ転出するとき

転入先の自治体へのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の継続手続きにより、豊橋市への「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届」の提出、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード」の返還手続きが不要となります。(豊橋市が発行したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等は転入先の自治体へ提出して下さい。)

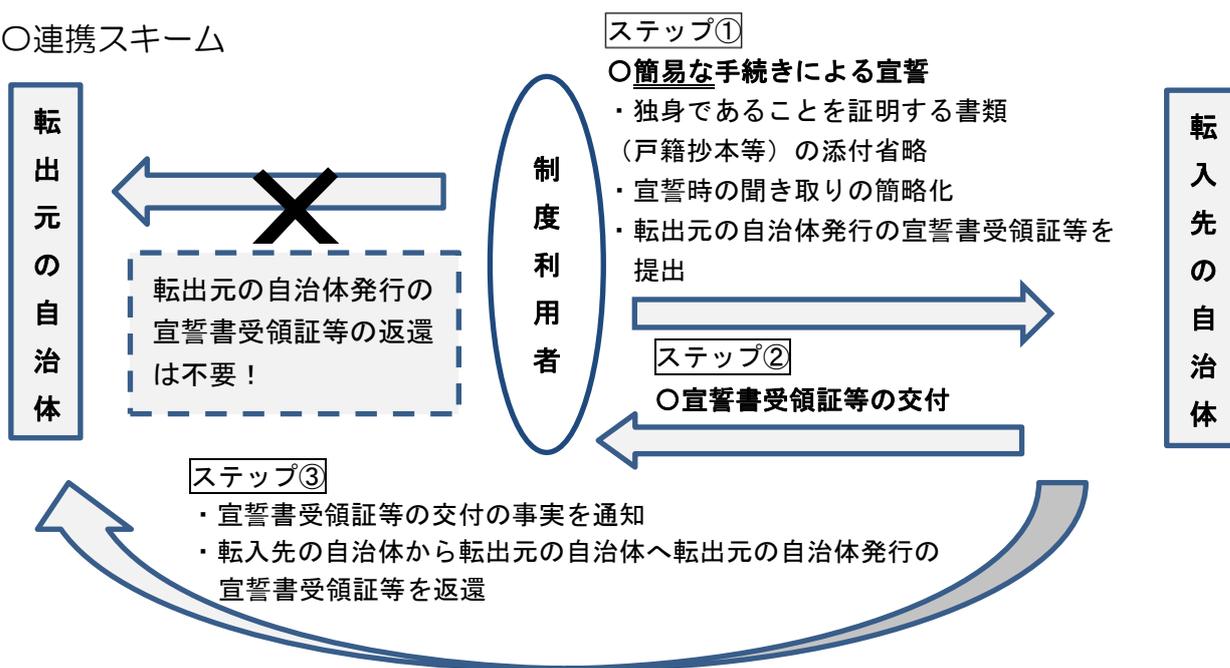
### (2) 締結自治体から豊橋市へ転入するとき

豊橋市に「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届」を提出していただくことで、当初の宣誓日を引き継いだパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等を交付します。(転出元の自治体が発行したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等は豊橋市に提出して下さい。)

※4ページの「(2)住民票の写し又は住民票記載事項証明書」、「(4) 本人確認ができるものの、併せてファミリーシップ宣誓をする場合は、「(5)ファミリーシップの対象とする方との関係を証明する書類」提出が必要となります。

※2人の宣誓継続の意思を確認させていただく場合があります。

## ○連携スキーム



## 10 利用可能な行政サービスについて

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領書やパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードを提示することで、パートナーシップ・ファミリーシップ制度宣誓者も対象となる本市の制度・サービス等があります。制度・サービス等については、豊橋市ホームページをご覧ください。

(<https://www.city.toyohashi.lg.jp/45694.htm>)

## 11 Q&A

Q1 パートナーシップ・ファミリーシップ制度と婚姻はどう違うのですか。

A 婚姻を行うと民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利、税金の控除、親族の扶養義務など様々な法的な権利・義務が発生します。

一方、豊橋市のパートナーシップ・ファミリーシップ制度は、行政の内部規定である要綱に基づいて行うもので、法的効力が発生するものではありません。また、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q2 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか。

A 豊橋市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは、お互いを人生のパートナーとし、日常生活でお互いに協力し合うことやパートナーであることを誓う2人の関係や、その2人の一方又は双方の子をはじめとする三親等内の近親者等との関係を市が証明する制度です。パートナーシップ・ファミリーシップを形成することを尊重するものです。

豊橋市では、この制度を導入することにより、多様な性への理解促進を図っていき

いと考えています。

Q3 豊橋市民でないと宣誓をすることができませんか。

A 少なくとも2人のうち1人が市内に住所を有しているか、双方が市内に住所を有していても2人又はどちらか1人が宣誓の日から3か月以内に市内への転入を予定している場合は、宣誓できます。市内への転入を予定している場合は、その事実を確認することができる書類の提出が必要となります。(※転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書、市営住宅入居承認書等を提出してください。)

Q4 3か月以内に市内への転入を予定している場合で、まだ賃貸借契約等をしていない場合は、どのように証明すれば良いでしょうか。

A 宣誓の日から3か月以内に住民票の写し、賃貸借契約書等を提出してください。提出がない場合は、発行した受領証等を返還していただきます。

Q5 同居している必要はありますか。

A 豊橋市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは、お互いを人生のパートナーとし、日常生活でお互いに協力し合うことやパートナーであることを誓う2人の関係や、その2人の一方又は双方の子をはじめとする三親等内の近親者等との関係を市が証明する制度で、少なくとも宣誓者のいずれか一方が豊橋市在住を要件としていますが、同居につきましては、様々な要因で同居できない場合もあると思いますので、同居は求めています。

Q6 戸籍上同性ではない事実婚の方もパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓ができますか。

A 豊橋市のパートナーシップ・ファミリーシップ制度ではパートナー同士の方が、事実婚の方も対象にしています。

Q7 パートナー同士が養子縁組をしている場合も宣誓できるとなっていますが、なぜですか。

A 家族になるために養子縁組を結んでいる方がいる状況を考慮し、養子縁組を結んだままでもパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓ができることとしました。

Q8 外国籍でもパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓はできますか。

A 外国籍の方も、2人又はどちらか1人が豊橋市民である、または豊橋市内へ転入を予定している方であれば宣誓できます。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書(3か月以内に発行されたもの)など独身であることを確認できる書類に日本語訳を添えてご提出ください。なお、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行っても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q9 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。

A 日本国内では、婚姻が成立していないので、宣誓を行うことができます。

Q10 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に費用はかかりますか。

A 宣誓や、宣誓書受領証・宣誓書受領証明カード等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に必要な書類の交付手数料などは、自己負担となります。

Q11 宣誓の際は個別に対応してくれますか。

A ご希望に応じて個室で対応します。ただし、部屋の空き状況により、ご希望の日時に対応できない場合がありますので、ご相談ください。

Q12 宣誓は2人で宣誓しないとだめですか。

A 本人確認と2人の意思を確認させていただきますので、必ず2人で宣誓してください。

Q13 オンラインでのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓はできますか。

A ZOOM によるオンライン宣誓ができます。その場合は事前に必要書類を郵送してください。オンライン宣誓時には本人確認と宣誓者2人の意思を確認させていただきますので、必ずパートナーの2人で宣誓してください。ご本人確認のため、お顔が見える状態で画面をオンにしてください。(P5)

Q14 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか。

A 代理の宣誓はできません。必ず、宣誓者の2人がそろって宣誓してください。なお、宣誓書に自署していただくことが原則ですが、何らかの理由により自署できない場合は、2人の立会いのもと、他の方による代筆は可能です。

Q15 通称名を使用できますか。

A 性別違和等の理由により、通称名を使用することができます。ただし、その通称名を日常生活において使用していることが確認できるもの(通称で届いている郵便物、各種会員証、社員証等)が必要になりますのでご提示ください。通称名を使用した場合、宣誓書受領証と宣誓書受領証カードには、戸籍上の氏名を併記するかしないかを本人の希望により選択することができます。

Q16 プライバシーは守られますか。

A ご希望に応じて個室で対応します。また、提出書類や、記載内容等の個人情報は固く守られます。

Q17 受領証等はいつ交付されますか。

A 宣誓後、提出書類の確認を行った後、交付の準備に時間を要するため、交付までに1週間程度期間をいただきます。交付準備ができましたらご連絡しますので、本人確認

ができるものを持参のうえ、受け取りに来てください。(宣誓者どちらか1人でもかまいません。)。郵送をご希望される場合は簡易書留で送付しますので、切手をご用意していただきます。

再交付の場合も同様です。

Q18 受領証等に有効期限はありますか。

A ありません。当制度は、豊橋市として宣誓書を受領した事実を証明するものであり、また、法的効力を有するものではないので、受領証自体に有効期限はありません。

Q19 宣誓書は何年間保存されますか。

A 30年間です。ただし、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届が提出された場合は、提出された日の属する年度の翌年度4月1日から5年間です。

Q20 受領証等はどこかで利用できるのですか。

A 受領証等は、互いを人生のパートナーとし、対等な立場で相互の協力により継続的に共同生活を行うことを約した2人や、パートナーの一方又は双方の近親者等(三親等内の者)を含め、家族であることを約した事実を証する書類になります。豊橋市において受領証等を掲示することで利用できる制度は、豊橋市ホームページでご確認ください。  
(<https://www.city.toyohashi.lg.jp/45694.htm>)

また、民間のサービスにおいて受領証の掲示により一定の範囲で家族と同等の取扱いが行われることがあります。詳しくはサービス提供者にご確認ください。(例:携帯電話会社の家族割、生命保険受取人の適用等)

Q21 交付された受領証等は、公的な本人確認書類として使用できますか。

A 使用できません。受領証等は、互いを人生のパートナーとし、対等な立場で相互の協力により継続的に共同生活を行うことを約した2人や、パートナーの一方又は双方の近親者等(三親等内の者)を含め、家族であることを約した事実を証するものです。

Q22 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。

A 婚姻に類似した法的関係性を構築する方法として、公正証書による遺言書の作成や、任意後見契約等を結ぶ方法がありますが、その手続には費用が発生します。詳しくは公証人役場へお問い合わせください。

Q23 市外に転出する場合、受領証等を返還する必要はありますか。

A 2人とも市外に転出する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届をご提出していただくとともに、受領証等も返還していただくこととなりますが、事前にご連絡ください。

ただし、締結自治体へ転出し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の継続使用の手続きを行う場合、転入先の締結自治体へ受領証等を返還することで、本市への

返還手続きは不要となります。(P7)

Q24 パートナーシップを解消した場合、またパートナーが亡くなった場合、受領証等を返還する必要はありますか。

A パートナーシップを解消した場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届を提出してください。なお、パートナーが亡くなった場合で、引き続きファミリーシップの継続を希望する場合は、その旨を申し出ていただければ、受領証等の返還は不要です。